

環境省組織令の一部を改正する政令案参照条文

国家行政組織法（昭和二十三年法律百二十号）（抄）

（内部部局）

第七条（略）

2・3（略）

4 官房、局及び部の設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。

5 庁、官房、局及び部（その所掌事務が主として政策の実施に係るものである庁として別表第二に掲げるもの（以下「実施庁」という。）並びにこれに置かれる官房及び部を除く。）には、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。

6～8（略）

（施設等機関）

第八条の二 第三条の国の行政機関には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、試験研究機関、検査検定機関、文教研修施設（これらに類する機関及び施設を含む。）、医療更生施設、矯正収容施設及び作業施設を置くことができる。

環境省設置法（平成十一年法律第百一号）（抄）

（所掌事務）

第四条 環境省は、前条の任務を第一条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～二十二（略）

二十三 政令で定める文教研修施設において所掌事務に関する研修を行うこと。

二十四（略）

環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）（抄）

（総合環境政策局の所掌事務）

第四条 総合環境政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十五（略）

十六 国立環境研究所及び国立水俣病総合研究センターの業務に関すること。
十七、十八 (略)

2 (略)

(会計課の所掌事務)

第十四条 会計課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一、三 (略)

四 職員に貸与する宿舍に関すること。

五・六 (略)

(総務課の所掌事務)

第二十条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一、七 (略)

八 国立環境研究所の業務に関すること。

九 (略)

(設置)

第四十四条 環境省に、次の施設等機関を置く。

国立環境研究所

国立水俣病総合研究センター

(国立環境研究所)

第四十五条 国立環境研究所は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 環境省の所掌事務に関する調査及び研究並びに国内及び国外の情報収集、整理及び提供を行うこと(国立水俣病総合研究センターの所掌に属するものを除く。)

二 環境省の所掌事務に係る事務を担当する職員その他これに類する者の養成及び訓練を行うこと。

2 国立環境研究所は、その事務に支障のない場合においては、委託に応じ、前項第一号に規定する調査及び研究を行うことができる。

3 国立環境研究所の位置及び内部組織は、環境省令で定める。

4 国立環境研究所は、環境省設置法第四条第二十三号に規定する政令で定める文教研修施設とする。

(国立水俣病総合研究センター)

第四十六条 国立水俣病総合研究センターは、環境省の所掌事務に関する調査及び研究並びに統計その他の情報の収集及び整理に関する事務のうち、水俣病に関する総合的な調査及び研究並びに国内及び国外の情報の収集、整理及び提供を行うことをつかさどる。

2 国立水俣病総合研究センターの位置及び内部組織は、環境省令で定める。

国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 一六（略）

七 各省各庁 衆議院、参議院、内閣（環境省を含む。）、各省（環境省を除く。）、裁判所及び会計検査院をいう。

2・3（略）

（設立及び業務）

第三条 各省各庁ごとに、その所属の職員及びその所管する独立行政法人の職員（次項各号に掲げる各省各庁にあつては、同項各号に掲げる職員を除く。）をもつて組織する国家公務員共済組合（以下「組合」という。）を設ける。

2 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる各省各庁については、それぞれ当該各号に掲げる職員をもつて組織する組合を設ける。

一 内閣 防衛庁及び独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構に属する職員

二 一五（略）

3 一五（略）